

市街地再開発事業等資金

市街地再開発組合・個人施行者・再開発会社、保留床管理法人に対し地方公共団体が無利子貸付けを行う場合にその資金の一部について国が無利子資金を貸付けることにより、民間活力を効果的に活用しつつ、効率的に市街地再開発事業を推進する。

(1) 事業資金貸付金

①貸付対象者

地方公共団体を通じて市街地再開発組合、個人施行者、再開発会社

②対象費用

市街地再開発事業に要する費用

③条件

- a. 貸付限度額 事業に要する額の1/2以内
- b. 国の貸付率 地方公共団体の貸付額の1/2以内
- c. 利率 無利子
- d. 償還期間 8年以内（事業計画認可前の組合については12年以内）
- e. 償還方法 一括償還

(2) 保留床取得資金貸付金

①貸付対象者

地方公共団体を通じて保留床管理法人又は再開発会社

<保留床管理法人の要件>

次のいずれかに該当

- i 施行者、市街地再開発組合の組合員又は再開発会社の株主（地権者で権利変換を受ける者に限る）が資本金等の1/2超（公共団体施行の場合は1/4超）出資して設立された法人。
- ii 個人施行者、市街地再開発組合の組合員、再開発会社の株主（地権者で権利変換を受ける者に限る）又は再開発会社と地方公共団体が合わせて1/2超出資して設立された法人。

②対象費用

保留床取得費

③条件

- a. 貸付限度額 取得に要する額の1/2以内
- b. 国の貸付率 地方公共団体の貸付額の1/2以内
- c. 利率 無利子
- d. 償還期間 25年以内（うち据置期間10年以内）
- e. 償還方法 均等半年賦償還

【市街地再開発事業等資金の貸付けスキーム】

